大分県介護テクノロジー導入支援事業実施要領

1 目的

この事業は、介護サービス事業者が介護テクノロジーを導入する経費の一部を助成することにより、 介護テクノロジーの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他 の介護サービス事業者に周知することにより、介護テクノロジーの普及による働きやすい職場環境の 整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、介護サービス事業者とする。

3 補助要件等

- (1)「大分県介護 DX サポートセンター」を通じて事前相談を行うこと、又は社会福祉法人大分県社会福祉協議会大分県社会福祉介護研修センターが実施する介護現場における生産性向上に関する研修に参加すること。
- (2) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(3(4)により確認する)。
- (3)「業務改善計画」(別紙 様式1)及びを策定し、別に定める期日までに県に提出すること。 県は、「業務改善計画」を審査し適切と認める場合は、大分県介護テクノロジー導入支援事業費補 助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出を指導するものとする。
- (4) 補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、「業務改善効果」を、補助を受けた翌年度から3年の間、別に定める期日までに県に報告すること(報告様式は別途通知する)。
- (5)独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★ 二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事 業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分な セキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医 療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
- (6) 補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。なお、本事業 においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (7) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること (厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある)。
- (8) 交付要綱第3条の補助対象経費(2)(ア)に対する補助は原則として1事業所につき、1回とするが、本補助金及び過年度に交付した大分県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金の補助額の合計が交付要綱第3条の補助上限額(2)(ウ)に定める基準額の範囲内であれば、2

回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額及び大分県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金の累計補助額の合計を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

- (9) 交付要綱第3条の補助上限額の表の職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、I CTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- (10) 交付要綱第3条の補助上限額の表の職員数については、申請時点における常勤換算方法により 算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年 3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は 四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、 居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、 実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

補助対象介護ロボット

(1) 移乗介護ロボット

- ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器
- ・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げの動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

(2) 移動介護ロボット

- ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
- ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援 するロボット技術を用いた歩行支援機器
- ・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支 援機器

(3) 排泄支援介護ロボット

- ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
- ・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器
- ・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

(4) 見守り・コミュニケーション介護ロボット

- ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器 のプラットフォーム
- ・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

(5)入浴介護ロボット

・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

(6) 介護業務支援介護ロボット

・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・ 蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

(7)以下に掲げる機器

- ・トロリーバス
- ・天井走行式リフト (設置に際し発生した建屋の内装費用は除く)
- ・床走行式リフト

その他知事が認めるもの

※原則として、「センサー」「知能・制御系」「駆動系」の3つの要素技術を持つこと。((7) は除く) ※販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること

※複数の部分で構成されるものについては、介護ロボットとしての最低限の機能を有する部分をもって1 台(セット)とする。

※補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

補助対象ICT

(1) 介護ソフト等

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下 「ケアプラン連携標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については以下の(ア)及 び(イ)を、それ以外の介護サービス事業所については(ア)を満たす介護ソフトであること。

また、以下の(ア)を満たした上で、以下の(ウ)の機能を有するソフトウェアについても補助対象 とする。

- (ア) 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内 の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含 む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発 生しないこと)。
- (イ) ケアプラン連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン 連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて①、②の両方の CSV ファイルの出力・取込機能 を実装した介護ソフトであること。

①居宅サービス計画書 ○:必要 -:不要

<u> </u>	0.22	1 ^		
	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	0	-	-	0
B-1 居宅サービス計画1表				
B-2 居宅サービス計画1表_削除(任意)	0	-	-	0
C 居宅サービス計画2表	0	-	-	0

・取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書 に自動反映されることを想定している。

②サービス利用票 (提供票)

○:必要 -:不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	0	-	-	0
E 第6表 (サービス利用票) 予定				
F 第6表 (サービス利用票) 予定削除	0	ı	1)
G 第6表実績情報				
H 第6表実績情報削除	_	U		_
I 第7表 (サービス利用表別表)	0	-	-	0

・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作 成するサービス利用票(提供票)の実績情報が自動反映されることを想定している。

- (ウ) 以下のいずれかを対象とする。
 - ①「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
 - ②「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
 - ③厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア
- ※1 各種標準仕様の掲載先(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)
- ※2 対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトについて、(ア)、(イ) 又は(ウ)の補助要件を満たすための改修、令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について(その3)」(以下「LIFE標準仕様」という。)に対応するための改修に要する費用についても対象経費として差し支え無い。
- ※3 (ア) の補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合も要件を 満たすものとする。
- ※4 タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介 護ソフトを推奨する。

(2) タブレット情報端末

タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。 ただし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。 なお、タブレット情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること (補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示 (シール等による貼付) を行うなど事業所において工夫すること)。

(3) 通信環境機器等

(1) 又は(2) を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器(機器の購入・設置のための費用)。ただし、通信費は対象外とする。

(4) 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。ただし、当該年度分に限る。

(5) その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費(毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費のみが対象となる)。

なお、当該年度の補助を含め、一気通貫(本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないこと)の環境が実現できている場合に限り補助対象とする。

また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。

見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

(対象経費)

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費
 - (配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るため のインカム (デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。)
- ・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)
 - ※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信 環境の整備を行う場合も対象とする。
- ※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。
- ※ 補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

年度大分県介護テクノロジー導入支援事業費補助金業務改善計画書

第 号 <mark> </mark>年<mark> 月 </mark>日

大分県知事

殿

住 所 法 人 名 代表者職·氏名

年度において、下記のとおり大分県介護テクノロジー導入支援事業を実施したいので、関係書類を 添えて申請します。

記

1. 添付書類

- (1) 業務改善計画様式
- (2) 見積書の写し(最低2者以上)
- (3) カタログ等の写し
- (4) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(ICTを導入する場合)
- (5) その他知事が必要と認める書類

	職・氏名	
報告担当者	電話番号	
	メールアドレス	

⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください ⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください ⇒文字等を直接入力してください

※どちらかにOを付けてください。

介護テクノロジー導入支援事業 介護テクノロジー定着支援事業

業務改善計画様式

(ア)事業所の基本情報		
(1) 事業所番号		
(2) 事業所名		
(3) 事業所所在都道府県		
(4) 事業所所在住所		
(5) サービス種別		
(6) 利用者数(申請時点)		
(7) 職員数(申請時点)		
(イ)事業計画		
①-1 事業所の課題		
複数選択可	記録業務に要する時間が長い	文書の量が多い
	事業所内の情報共有が非効率	他事業所との情報共有が非効率
	職員の心理的負担が大きい	超過勤務が多い
	記録が不正確・不十分	
_	その他	(自由記述)
①-2 導入する機器等		
複数選択可 <mark>_</mark>	介護ソフト等	モバイルPC
※導入済み機器は「●」を、	タブレット情報端末	スマートフォン
今年度導入予定機器は「〇」を入力ください	通信環境機器等	インカム
	介護ロボット(見守りセンサー以外)	見守りセンサー
La companya di managaran da manag	その他	(自由記述)
② 参考にした資料等		
複数選択可 <mark>_</mark>	介護サービス事業における生産性向上に	
	介護サービス事業所におけるICT 機器・	
	介護ソフトを選定・導入する際のポイント	集
	介護ロボットのパッケージ導入モデル	
	介護現場で活用されるテクノロジー便覧	
	プラットフォーム窓口や介護生産性向上	
	その他	(自由記述)
③ 研修等への参加状況		
複数選択可		産性向上推進フォーラム(オンデマンド視聴を含
後效送扒可	<u>む</u>)	
		産性向上ビギナーセミナー(オンデマンド視聴を
	含む) 	· - >> ++ + TH /+
	日本介護福祉士会主催 デジタル・テク	
	その他	(自由記述)
④ 機器等の導入と併せて実施する取組		
複数選択可 <mark>_</mark>	職場の環境整備の見直し(整理整頓等)	7.A.H. 0.T.H.M. = 5.4-13. 0.T.E.M.
		R全体の流れの再構築、テクノロジーの活用等)
	業務手順書・マニュアルの作成(申し送り)等の標準化等)
	記録・報告様式の見直し	
	情報共有の方法の見直し	
	OJTの仕組みづくり(研修の実施等)	
	理念・行動指針の徹底	(古 由 = 1 '#)
	その他	(自由記述)
⑤-1 文書量を半減させる予定の文書の書類	利田老でして計画をより記録になり書名	/例・マムフル・12、 1 サービッセル 本人詳細
複数選択可 <mark>_</mark>	利用者ことの計画作成や記録に係る書類 介護報酬の請求に関する文書 (例:サ-	(例:アセスメントシート、サービス担当者会議録) ビス担供事・企業終仕専用細書)
_	実施記録 (例:送迎の記録、入浴の記録 実施記録 (例:送迎の記録、入浴の記録	
		^{疎)} ブ様式等 (例:各種スクリーニング様式等)
<u>-</u>	加昇に採るチェックシート、スクリーニング	(自由記述)
⑤-2 文書の具体的な枚数	C O7IE	(日田配煙/
③-2 文書の具体的な校数 ⑥ ケアプランデータ連携システム等の利用		
・		
データの建榜が法		
ラーラ連携の内容 <mark>-</mark> 主なデータ連携先(自由記述)	
ディーラ連携元 <u> 「</u>	ы ри рокт/	
択一		
⑦-2 データ登録しているプ	インポート(CSV取込)機能の活用	LIFE上での直接入力
⑧ セキュリティ対策		C C
「SECYRITY ACTION」宣言 択一		
個人情報保護のセキュリティ対策 択一		



- ⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください
- ⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
- ⇒文字等を直接入力してください

(イ)事業計画(介護ロボット)

由き悪ル	大分県社会福祉介護	研修センターへ	の事前相談	
申請要件	大分県が開催する「か	卜護生産性向上	セミナー」への参加	
購入・リース	・レンタルの別			
リース・レン	タルの場合の契約(予	定)期間(原則。	として3年以上)	~
介護	ロボットの種別	数量	補助対象経費の名称	金額
				m
			ロ ロ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	円
			たた。 トン・C リン・コーニー 単単年年	
		介護ロボットの	使用計画(概ね3年間の計画を記載すること)	
		介護口	コボットの導入により期待される効果	
		/ パルト 25円l	導入を行う場合)補助対象経費の内訳と金額	
Λ =#	-1 LOFF			A ##
の設	ロボットの種別	数量	補助対象経費の名称	金額
			合計	円

以下の項目に該当する場合はご記入ください。 ※申請多数の場合、優先して採択するための判断基準となります	
申請法人が過去に大分県介護ロボット導入支援事業費補助金の交付を受けていない	
申請事業所が過去に大分県介護ロボット導入支援事業費補助金の交付を受けていない	
ふくふく認証事業者である(認証申請中含む)	
(複数の機器が連動する)パッケージ型導入である	



- ⇒該当する選択肢の横に○印をつけてください
 - ⇒プルダウンメニューから該当する選択肢を1つ選んでください
- ⇒文字等を直接入力してください

(イ)事業計画(ICT)

由註曲件	大分県社会福祉介護研修センターへの事前相談	
大分県が開催する「介護生産性向上セミナー」への参加		
購入・リース	・レンタルの別	
リース・レン	タルの場合の契約(予定)期間(原則として3年以上)	-
	補助対象経費の名称	金額
		円
	ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ	П
	101を等入する忌我・日町	
	ICTの導入により期待される効果	
	(パッケージ型導入を行う場合)補助対象経費の内訳と金額	
	補助対象経費の名称	金額
	間別が外に良い口が	业识
	A =1	
	合計	円
以下の項目 ※申請多数	に該当する場合はご記入ください。 の場合、優先して採択するための判断基準となります	
	申請法人が過去に大分県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金の交付を受けていない	
	申請事業所が過去に大分県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金の交付を受けていない	
	ふくふく認証事業者である(認証申請中含む)	
	(複数の機器が連動する)パッケージ型導入である	
L	転記不要(一気通貫)が実現できていない	